

議案提出書

件名 免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び
長野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月17日

長野市議会議長 寺沢 さゆり 様

提出者 長野市議会 経済文教委員会
委員長 金沢 敦志

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

これまで、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものです。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなればスキー、スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、本市の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

本市のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっています。

よって、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響を考慮し、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 免税軽油制度を令和6年度以降も継続すること。

令和5年3月20日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

宛

長野市議会議長 寺沢 さゆり